

応募者の資格要件について



令和2年1月30日

1 資格要件の審議に係る視点

公募手続きの基本的な考え方

① 安全・安心なガスの安定供給を任せることができる事業者を選定すること。

- ガス事業を継承し、永続的に発展させていくことができるものと信頼できる要件が必要と考えられる。

② 応募事業者に民営化計画の趣旨・公募条件を正しく理解してもらうこと。

- 応募事業者との意思疎通が不可欠と考えられる。

③ 民間ならではの自由な創意工夫を生かした提案をしてもらうこと。

- 自由な創意工夫による提案がなされるためには、要件が過度に厳格にならないよう、配慮する必要がある。

④ 一定の価格以上で譲渡すること。

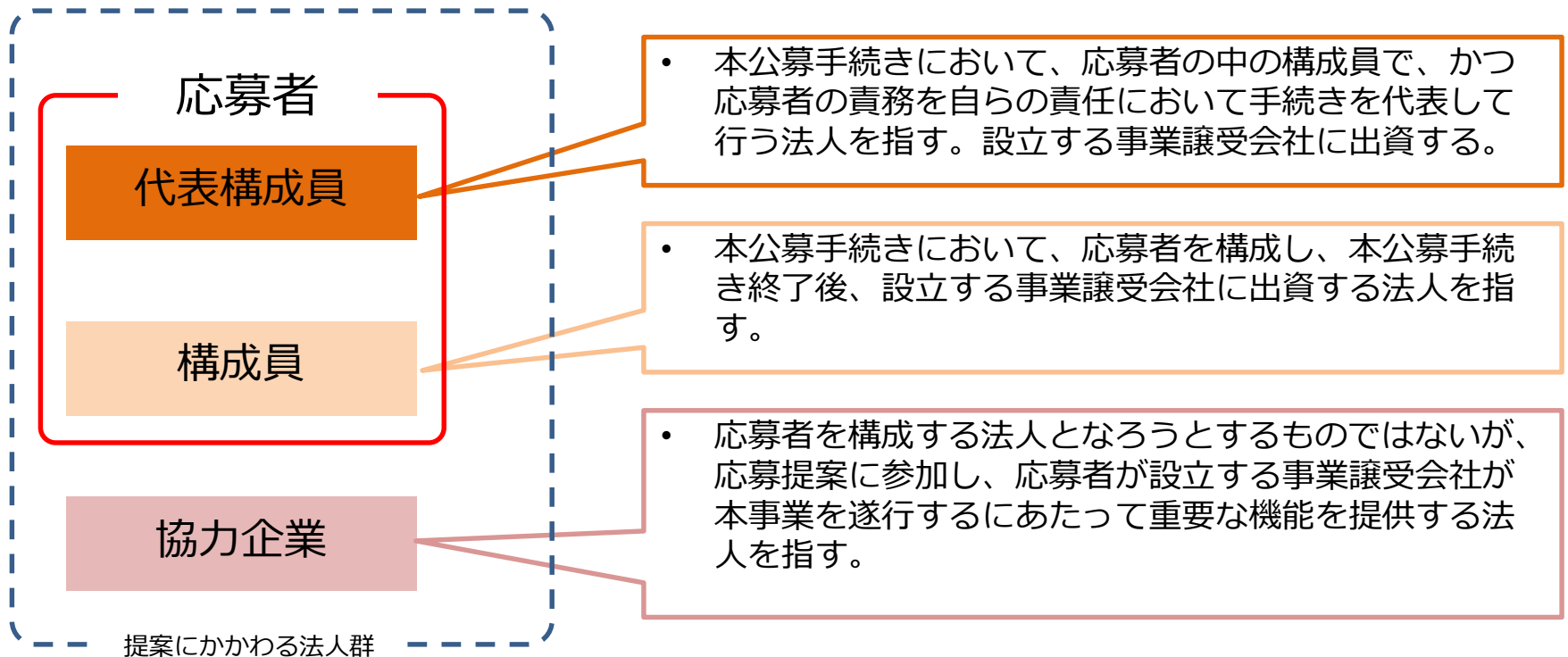
資料2 公募手続きのスキームについて スライド2より

<そのほかの視点>

- 地方自治体が民間事業者と契約を締結する際に、最低限必要とされる要件については、資格審査において確認を行うことを想定。
- 具体的な要件については、後述する。

2 応募者の構成イメージ

- ▶ 応募者とは、「本公募手続きに参画する単独法人、また連帯して遂行するため結成された2つ以上の法人」という。応募者は、単独企業の場合もあれば、複数企業（いわゆる、コンソーシアム）による応募の可能性もある。
- ▶ 応募者には、代表構成員を設定いただくべきものとする。



3 応募者の組成に係る条件

- 応募者については、公募手続きの公平性・公正性を担保するために、一定の制限を行う必要がある。



- ① 一つの法人が複数の応募者の代表構成員・構成員になることは、公平性・公正性の観点から当然に認めるべきではないが、その場合、代表構成員・構成員となる法人と子会社等の関係会社の関係にある法人については、どのように取り扱うか。
- ② どの段階から、構成員の組替を認めないこととするか。



- ① 子会社等の関係会社の関係にある法人は、株式保有の関係等により、代表構成員・構成員となる法人から実質的に支配・影響を受けている可能性があり、公平性・公正性の観点から、**代表構成員・構成員となる法人とは別の応募者の構成員となることを認めるべきではない。**
- ② 資料2において説明した円滑継承協議の段階では応募者の組成は確定している必要があるものと思料。資格審査・円滑継承協議以降に、構成員の組替を認めた場合、応募者の提案内容等が別な応募者の把握するところとなる可能性があり、公平性・公正性を著しく失することとなる。以上から、**応募者の代表構成員・構成員は、資格審査時点で確定するもの**としたい。

4 代表構成員・構成員に求める要件①

① 本市が民間事業者と契約を締結する際に、最低限必要とされる要件

- 地方自治法施行令167条の4第1項各号に該当する者でないこと
- 仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁）別表に掲げる要件に該当する者でないこと
- 仙台市税の滞納がないこと
- 有資格業者に対する指名停止に関する要綱（昭和60年10月29日市長決裁）第2条第1項の規定による指名の停止を受けていないこと
- その他実績等必要と認める事項
 - …破産法（平成16年法律第75号）、会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく各手続き開始の申立てがされていないこと 等

4 代表構成員・構成員に求める要件②

② ガス事業を継承し、永続的に発展させていくことができるものと信頼できる要件

- 代表構成員・構成員に保安業務やガス事業の実績があることを要件とすることが端的であり、事業譲渡後、安全・安心なガスの安定供給がなされる可能性はより高いものになる。
- 事実、他都市事例において、保安業務やガス事業の実績があることを要件とする場合が多い。



- 他方、資格審査の段階で、代表構成員・構成員に必ず、保安業務やガス事業の実績があることを求める場合には、本市ガス事業の規模を勘案すると、大手ガス事業者しか参入できない可能性がある。
- 例えば、都市ガス事業の実績を有する協力企業が保安業務等のガス事業に係る業務を担い、安全・安心なガスの安定供給を担保するといった提案についても、認めて差し支えないものと考えられる。
- また、市民サービスの向上や地域経済の活性化について、民間ならではの自由な創意工夫を生かした提案を引き出すことを基本的な考え方としていることから、多種多様な事業者が参画できる公募手続きであることが望ましい。



- ガス事業を継承し、永続的に発展させていくことができるものと信頼できる要件が満たされる限りにおいては、応募者の創意工夫ある提案を排除しない方針としたい。
- 但し、提案審査の段階では、応募者・協力企業一体として、保安業務やガス事業の実績があることの確認・審査は行うものとし、具体的には今後ご審議いただきたい。

5 協力企業の位置づけ

- 応募者を構成する法人となろうとするものではないが、応募提案に参加し、応募者が設立する事業譲受会社が本事業を遂行するにあたって重要な機能を提供する法人を指す。
- 本件ガス事業の譲渡の公募手続きにおいては、市民サービスの向上・地域経済の活性化に資する自由な提案を求めていくことを想定しているため、より良い提案のためには、様々な業種の協力企業の参画が必要であると考えられる。



- 代表構成員、構成員とは異なる取り扱いをすべきものと考えられる。以下の3点について、検討する必要がある。
 - ① 協力企業は、複数の応募者の提案に協力することを認めるか。
 - ② 協力企業は、応募者の組成が確定した以後も、提案審査〆切まで随時、参画することを認めるか。
 - ③ 協力企業についても、構成員同様に、民間事業者が仙台市と契約を締結する際に、最低限必要とされる要件の確認を行うか。



- 市民サービスの向上や地域経済の活性化について、より良い自由な提案を求めるため、①②を認めるべきものと考えられる。
- ③について、協力企業は、本市と直接譲渡契約を締結する法人ではないことから、民間事業者が仙台市と契約を締結する際に、最低限必要とされる要件の確認は、行わないものとしたい。

6 まとめ

- 応募者の構成員の確定期限は、資格審査までに行うものとし、それ以降、構成員の変更はできないものとする。

